

# **大浜体育館建替整備運営事業 基本協定書(案)**

**【変更版：平成29年6月16日】**

**平成29年5月19日**

**堺市**

大浜体育館建替整備運営事業(以下「本事業」という。)に関して、堺市(以下「市」という。)と●●(以下「応募グループ」という。)の代表企業である●●、構成員である●●、協力会社である●●及び●●並びに自主提案施設事業者である●●は、次の条項により基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

#### (目的)

第1条 本協定は、本事業に関し応募グループが落札者として決定されたことを確認し、市と応募グループの設立する本事業の履行者(以下「PFI事業者」という。)との間で締結する、本事業の基本事項並びに設計、建設、工事監理、維持管理、運営等の各業務及びこれらに付随し関連する事項を定めた契約(以下「本事業契約」という。)の締結及び事業の実施に関し、市及び応募グループ双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

#### (市及び応募グループの義務)

第2条 市及び応募グループは、本事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、本事業契約が堺市議会での議決を得て契約締結に至るよう最善の努力をする。

#### (PFI事業者の設立)

第3条 応募グループは、本協定締結後、本事業契約の仮契約の締結までに、PFI事業者として、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社の形態で特別目的会社を堺市内に設立し、当該株式会社の登記事項証明書及び定款を市に提出するものとする。

2 応募グループの構成員は、前項のPFI事業者の設立に際し、別表1の内容に従いPFI事業者に出資し、PFI事業者の株式を引き受けるものとする。

3 本事業契約の契約期間において、応募グループの代表企業の出資率は、出資者中最大となるようにすることとし、構成員が保有する株式による議決権の割合が発行済株式による議決権の総数の50%を超えていなければならない。

4 応募グループの構成員は、PFI事業者に、応募グループの構成員以外の者からの出資を受けさせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

5 応募グループは、PFI事業者をして取締役及び監査人を選任させ、これを速やかに市に報告させるものとする。取締役及び監査人の選任の後に取締役及び監査人が改選された場合についても、応募グループは、その旨をPFI事業者をして速やかに市に報告させるものとする。

6 本事業契約の契約期間においては、応募グループの構成員は、原則として出資比率を変更することができない。ただし、本事業の安定的な遂行及びサービス水準の維持が図られる場合において、市の利益を侵害しないと認められるときは、市は当該出資比率の変更について協議に応じることができるものとする。

#### (株式の譲渡等)

第4条 応募グループの構成員は、本事業契約の契約期間が終了するまでの間、その保有するPFI事業者の株式の譲渡、担保権の設定及びその他一切の処分を行わないものとする。

ただし、あらかじめ市の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 応募グループの構成員は、前項ただし書の規定による承諾を得て、PFI 事業者の株式を応募グループの構成員以外の者に譲渡するときは、かかる譲渡の際の譲受人をして別紙3の様式による誓約書をあらかじめ市に提出させるものとする。
- 3 応募グループの構成員は、第1項ただし書の規定による承諾を得て PFI 事業者の株式に担保権を設定したときは、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに市に提出するものとする。
- 4 本事業契約に基づくモニタリングの結果により、市が同契約に基づいて、当該時点における PFI 事業者の株主の全部又は一部に対して、PFI 事業者の株式の全部又は一部の第三者への譲渡を要求する場合は、構成員はこれに従って PFI 事業者の株式を譲渡するものとする。

(業務の委託及び請負)

第5条 応募グループは、別紙4に記載された業務の区分に応じ、別紙4記載の者にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。

- 2 応募グループは、前項に規定する業務を委託し、又は請け負わせる者（以下「業務受託者」という。）と PFI 事業者との間において業務委託契約又は請負契約をそれぞれ締結させるものとし、これらの契約締結後速やかに、PFI 事業者をして業務受託者が当該業務を実施することを約した書面の写しを市に提出させなければならない。
- 3 業務受託者は、第1項の規定により PFI 事業者から受託し、又は請け負った業務を誠実に履行しなければならない。

(本事業契約の締結)

第6条 市及び応募グループは、本事業契約に係る仮契約を平成●年●月●日までに、市と PFI 事業者の間で締結させるものとする。ただし、市は応募グループの構成員又は協力会社（第3号の場合は、その役員又は使用人とする。）が本事業契約の締結までの間に本事業の入札参加資格を欠くに至った場合、又は本事業契約の締結前に本事業の入札手続について次の各号のいずれかに該当した場合には本事業契約を締結しないことができる。

- (1) 構成員、協力会社、又はこれを構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下、「構成員等」という。)が、本事業の入札手続について同法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、同法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令(以下、「排除措置命令」という。)が確定したとき。
- (2) 本事業の入札手続について、構成員等に、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下、「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。以下同じ。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令により、構成員等に、本事業の入札手続について同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとき。

- (4) 確定した排除措置命令又は納付命令により、構成員等に、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間に本事業の入札が行われたものであり、かつ、本事業の入札手続が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 本事業の入札手続について、構成員、協力会社が、自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者に刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 市及び応募グループは、本事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。
- 3 応募グループの構成員は、PFI事業者と市との間で本事業契約の仮契約の締結と同時に、別紙2の様式による出資者保証書を作成して市に提出するとともに、PFI事業者の株式を保有する応募グループの構成員以外の者から、別紙3の様式による誓約書を徴求して市に提出しなくてはならない。
- 4 市は、第1項ただし書により本事業契約を締結しない場合(第4号による場合を除く。)には、応募グループの構成員及び協力会社に対し本事業に係る落札金額の10分の1に相当する金額の違約金を請求することができる。また、市に実際に生じた損害額が同項に規定する落札金額の10分の1に相当する額を超える場合は、市は、その超過分につき応募グループに対して損害賠償を請求することができる。
- 5 市は、本事業契約が締結された場合で、応募グループの構成員又は協力会社(第3号の場合は、その役員又は使用人とする。)が本事業の入札手続について第1項各号のいずれかに該当した場合には、応募グループの構成員若しくは協力会社又はPFI事業者に対して、本事業契約の解除にかかわらず、本事業契約の契約金額の10分の2に相当する額に、当該契約金額の支払が完了した日から当該契約締結の日における支払遅延防止法の率により計算した利息を加算した額を、違約金として請求するものとする。また、市に実際に生じた損害額が、かかる違約金額を超える場合は、市は、その超過分につき応募グループに対して損害賠償を請求することができる。
- 6 前2項により請求を受けたときは、応募グループの構成員及び協力会社は、連帯して、当該請求に係る金額を速やかに市に支払わなければならない。

[<sup>1</sup> (自主提案施設事業協定の締結)

- 第7条 市及び応募グループは、自主提案施設事業協定を、平成●年●月●日までに、市と自主提案施設事業者の間で締結させるものとする。ただし、市は、市とPFI事業者との本事業契約が締結に至らなかった場合、自主提案施設事業協定を締結しないことができる。
- 2 自主提案施設事業につき、当該自主提案施設事業にかかる自主提案施設事業者(設立予定のものを含む。)の責めに帰すべき事由により、自主提案施設事業基本協定の締結に至らず又は締結後に当該自主提案施設事業の継続が困難となった場合は、応募グループは、当該自主提案施設事業を実施する代替事業者を確保するよう努めるとともに、当該

---

<sup>1</sup> 自主提案施設事業の提案がない場合には括弧内文言は削除されます。

自主提案施設事業者（代替事業者を新たに確保した場合は、当該代替事業者を含む。）をして、代替事業者を確保させるよう努めるものとする。なお、代替事業者は、当初の自主提案施設事業者が提案した自主提案施設事業と同等の事業を実施するものとする。]

（準備行為）

第8条 応募グループは、本事業契約の締結前であっても、自己の責任と費用において、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、市は、必要かつ可能な範囲で応募グループに対して協力するものとする。

2 前項の準備行為の結果は、本事業契約締結後、PFI 事業者に速やかに引き継ぐものとする。

（本事業契約不調の場合の処理）

第9条 本事業契約の締結に至らなかった場合は、次の各号の定めに従う。なお、第3号の場合には、第6条第4項に規定する金額の請求を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(1) 市の責に帰すべき事由による場合、落札者決定後に応募グループが本事業の準備に関して支出した費用は市が負担するものとする。

(2) 応募グループの責に帰すべき事由による場合、落札者決定後に市が本事業の準備に関して支出した費用は応募グループが負担するものとする。

(3) 市及び応募グループのいずれの責に帰さない事由による場合（応募グループの責めによらず市の議決が得られなかった場合を含む。）、既に市及び応募グループが本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とする。

（秘密保持）

第10条 市及び応募グループは、本協定又は本事業に関する事項につき知り得た相手方の秘密情報について、あらかじめ相手の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本協定、本事業契約及び本事業の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、応募グループが本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び市又は応募グループが堺市情報公開条例（平成14年堺市条例第37号）その他の法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

（有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から本事業契約の終了の日までとする。

2 前項にかかわらず、本事業契約の不成立が明白となった場合、本協定は効力を失う。ただし、第9条第1項第1号、第2号及び第10条については、この限りではない。

（準拠法及び管轄裁判所）

第12条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(協議)

第13条 本協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて市と応募グループの間で協議して定める。

本協定の締結を証するため、この基本協定書を●通作成し、市及び応募グループが、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成●●年●月●●日

堺市  
堺市長

応募グループ  
代表企業

構成員

協力会社

自主提案施設事業者

別表1 出資予定表

設立時に発行する 株式の種類	発行株式数及び引受人	資本金額

以下、設立後の増資予定を提案に従い記載する。

平成●年●月●日

堺市長 様

出 資 者 保 証 書

堺市（以下「市」という。）と●●社（以下「PFI事業者」という。）において、平成●●年●●月●●日付けで締結された大浜体育館建替整備運営事業事業契約（以下「本事業契約」という。）に関して、応募グループの構成員である●●、●●及び●●（以下「当社ら」と総称していう。）は、市に対して次の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。

なお、特に明示のない限り、この出資者保証書において用いられる用語の定義は、本事業契約に定めるとおりとします。

- 1 PFI事業者が、平成●年●月●日に、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在、有効に存在すること。
- 2 発行済み株式の総数及び保有状況が次のとおりであること。
  - (1) 本日現在におけるPFI事業者の発行済株式の総数は、●●株であること。
  - (2) 当社らの保有するPFI事業者の株式の総数は、●●株であり、そのうち●●株は●●が、●●株は●●が、●●株は●●がそれぞれ保有すること。
  - (3) 当社らでない者が保有するPFI事業者の株式の総数は、0株であること。
- 3 大浜体育館建替整備運営事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有するPFI事業者の株式を、PFI事業者に融資を行う金融機関に対して担保権を設定する場合、事前にその旨を市に書面で通知し承諾を得ること。
- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、本事業契約が終了する時までPFI事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。ただし、株式の譲渡、その他の処分後の議決権の保有割合が、平成●年●月●付けで市と当社らの間で締結された基本協定書第3条第3項の規定に反する株式の譲渡、その他の処分は行わないこと。
- 5 前2項に基づいて、市の承諾を得て当社らが保有するPFI事業者の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分を行う場合、市と当社らとの間の「大浜体育館建替整備運営事業基本協定書」別紙3の誓約書と同じ様式の誓約書を事前に譲受予定者から徴求し、市に提出すること。なお、当該処分に当たっては、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを市に提出すること。



6 第4項の規定に関わらず、本事業契約に基づくモニタリングの結果により、市が同契約に基づいて、当該時点における PFI 事業者の株主の全部又は一部に対して、PFI 事業者の株式の全部又は一部の第三者への譲渡を要求する場合は、当社らはこれに従って PFI 事業者の株式を譲渡すること。

構成員（代表企業）

所在地：

名称：

代表者：

構成員

所在地：

名称：

代表者：

構成員

所在地：

名称：

代表者：

平成●年●月●日

堺市長 様

住所 ●●●  
名称 ●●株式会社  
代表者 代表取締役 ●● ●●

誓約書

堺市（以下「市」という。）及び●●社（以下「PFI 事業者」という。）との間において、平成●●年●●月●●付けで締結された大浜体育館建替整備運営事業契約（以下「本事業契約」という。）に関して、当社は、市に対して次の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。

なお、特に明示のない限り、この誓約書において用いられる用語の定義は、本事業契約に定めるとおりとします。

- 1 本日現在、当社が保有する[譲受予定である]PFI 事業者の株式数は、●株であること。
- 2 当社は、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定、その他一切処分を行わないこと。
- 3 当社は、市の承諾を得て、当社が保有する PFI 事業者の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分を行う場合、事前に譲受予定者から本誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し、市に提出すること。なお、当該処分に当たっては、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを市に提出すること。
- 4 第2項の規定に関わらず、本事業契約に基づくモニタリングの結果により、市が同契約に基づいて、当該時点における PFI 事業者の株主の全部又は一部に対して、PFI 事業者の株式の全部又は一部の第三者への譲渡を要求する場合は、当社はこれに従って PFI 事業者の株式を譲渡すること。

#### 別紙4 業務委託者一覧・請負企業一覧

##### 1 統括管理業務

商号又は名称

所在地

分担内容

##### 2 設計業務

商号又は名称

所在地

分担内容

##### 3 建設業務

商号又は名称

所在地

分担内容

##### 4 工事監理業務

商号又は名称

所在地

##### 5 維持管理業務

商号又は名称

所在地

##### 6 運営業務

商号又は名称

所在地

※ 上記各業務を複数の企業で分担する場合は、分担内容ごとに商号又は名称及び所在地を記載すること。